

四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
平成18年3月20日条例第34号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第3項及び第4項の規定に基づき、四万十町議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員(以下「議長等」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。 (議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬(以下「議員報酬」という。)は、次のとおりとする。 <u>議長 月額 310,000円</u> <u>副議長 月額 270,000円</u> <u>常任委員長 月額 265,000円</u> <u>議会運営委員長 月額 265,000円</u> <u>議員 月額 250,000円</u> (議員報酬の支給方法) 第3条 議員報酬は、議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日から日割計算により支給する。 2 議長等が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日までについて日割計算により、死亡したときはその日の属する月までの議員報酬を支給する。 (議員報酬の支給日) 第4条 議員報酬は、毎月16日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)に支給する。	平成18年3月20日条例第34号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第3項及び第4項の規定に基づき、四万十町議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員(以下「議長等」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。 (議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬(以下「議員報酬」という。)は、次のとおりとする。 <u>議長 月額 283,000円</u> <u>副議長 月額 228,000円</u> <u>常任委員長 月額 213,000円</u> <u>議会運営委員長 月額 213,000円</u> <u>議員 月額 205,000円</u> (議員報酬の支給方法) 第3条 議員報酬は、議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日から日割計算により支給する。 2 議長等が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日までについて日割計算により、死亡したときはその日の属する月までの議員報酬を支給する。 (議員報酬の支給日) 第4条 議員報酬は、毎月16日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)に支給する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第5条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。 3 前項に定めるもののほか、議長等に支給する旅費については、四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給する旅費の例による。 (期末手当) 第6条 議長等で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに対して期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときについても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときについては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散した日現在）において受けるべき議員報酬の月額とこれに100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。 (口座振替) 第7条 議長等の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、本人の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。	(費用弁償) 第5条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。 3 前項に定めるもののほか、議長等に支給する旅費については、四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給する旅費の例による。 (期末手当) 第6条 議長等で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに対して期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときについても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときについては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散した日現在）において受けるべき議員報酬の月額とこれに100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。 (口座振替) 第7条 議長等の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、本人の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

改正後	改正前																																								
(準用規定) 第8条 この条例に定めるものを除くほか、議長等の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の支給の例による。 附 則 この条例は、平成31年2月11日から施行する。 別表（第5条関係） <table><tr><td>鉄道賃、船賃、航空賃</td><td>車賃</td><td colspan="2">日当 (1日につき)</td><td colspan="2">宿泊料 (一夜につき)</td></tr><tr><td rowspan="3">一般職の職員相当額</td><td rowspan="3">一般職の職員相当額</td><td>管内</td><td>1,000円</td><td>管内</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>県内</td><td>1,500円</td><td>県内</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>県外</td><td>3,000円</td><td>県外</td><td>12,000円</td></tr></table> 備考 1 旅費の算出基礎は、住所地からの距離とする。 2 県外へ日帰り旅行をする場合の日当は、5,000円とする。 3 県内旅行のうち、須崎市、津野町、中土佐町、黒潮町、四万十市への旅行の日当については、この表の規定にかかわらず、1,000円とする。	鉄道賃、船賃、航空賃	車賃	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)		一般職の職員相当額	一般職の職員相当額	管内	1,000円	管内	4,500円	県内	1,500円	県内	8,000円	県外	3,000円	県外	12,000円	(準用規定) 第8条 この条例に定めるものを除くほか、議長等の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の支給の例による。 別表（第5条関係） <table><tr><td>鉄道賃、船賃、航空賃</td><td>車賃</td><td colspan="2">日当 (1日につき)</td><td colspan="2">宿泊料 (一夜につき)</td></tr><tr><td rowspan="3">一般職の職員相当額</td><td rowspan="3">一般職の職員相当額</td><td>管内</td><td>1,000円</td><td>管内</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>県内</td><td>1,500円</td><td>県内</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>県外</td><td>3,000円</td><td>県外</td><td>12,000円</td></tr></table> 備考 1 旅費の算出基礎は、住所地からの距離とする。 2 県外へ日帰り旅行をする場合の日当は、5,000円とする。 3 県内旅行のうち、須崎市、津野町、中土佐町、黒潮町、四万十市への旅行の日当については、この表の規定にかかわらず、1,000円とする。	鉄道賃、船賃、航空賃	車賃	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)		一般職の職員相当額	一般職の職員相当額	管内	1,000円	管内	4,500円	県内	1,500円	県内	8,000円	県外	3,000円	県外	12,000円
鉄道賃、船賃、航空賃	車賃	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)																																					
一般職の職員相当額	一般職の職員相当額	管内	1,000円	管内	4,500円																																				
		県内	1,500円	県内	8,000円																																				
		県外	3,000円	県外	12,000円																																				
鉄道賃、船賃、航空賃	車賃	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)																																					
一般職の職員相当額	一般職の職員相当額	管内	1,000円	管内	4,500円																																				
		県内	1,500円	県内	8,000円																																				
		県外	3,000円	県外	12,000円																																				